平成２６年（フ）第１５０号
千葉県成田市新川1994番地
債務者　宮本　義雄
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５７号
千葉県佐倉市大蛇町232番地　市営大蛇住宅２―308号
債務者　栗原美智子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６３３号
京都市左京区田中大堰町88番地６
債務者　高橋由美子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８５号
京都市南区吉祥院西浦町24番地18
債務者　堀　　良子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２３号
京都市伏見区紙子屋町544番地１　シティハウス丹波橋301
債務者　髙木　和久
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５４号
京都府八幡市八幡森垣内29番地の１　寺田住宅27
債務者　浅田賀津彦
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８２号
京都市東山区今熊野南日吉町２番地７
債務者　玉口　聖人
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８７号
京都市右京区西京極新明町46番地１　第６洛西ロイヤルハイツ西京極203号室
債務者　佐山　照美（旧姓國田）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１２号
京都市東山区大黒町通五条下る２丁目北棟梁町318番地６
債務者　大槻登志子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１５号
京都府長岡京市神足３丁目７番17号
債務者　多々納美也子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
京都府京丹後市大宮町善王寺1070番地
債務者　竹垣　幹夫
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４１号
京都府京丹後市大宮町善王寺1070番地
債務者　竹垣さち子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４２号
京都府京丹後市大宮町善王寺1070番地
債務者　竹垣十四枝
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４３号
京都府京丹後市久美浜町3119番地の９
債務者　岡田　哲弥
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３９１号
高知県香南市赤岡町757番地
債務者　澤田　美枝
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９号
高知県香南市赤岡町757番地
債務者　野島　和代
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
北海道岩見沢市幌向南２条５丁目392番地51　小林方
債務者　高田　彩姫（旧姓眞島）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部